

あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について

(趣旨)

あっせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定する。

1. あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定（案）

平成31年4月1日付けをもって特別委員に任命されることを条件として、電気事業法第35条第3項（ガス事業法第107条第2項及び熱供給事業法第19条の2第2項において準用する場合を含む。）及び電気事業法第36条第3項（ガス事業法第107条第3項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員その他の職員として、以下の者を指定する。

また、若林亜理砂特別委員の任命解除に伴い、指定の解除を行う。

(特別委員候補)

・西川 佳代

2. 仲裁委員の名簿（案）

電気事業法施行令第9条（ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仲裁委員の名簿を資料4-1のとおり作成する。

【参考】

1. 電気事業法 関係条文

(あつせん)

第三十五条

1・2 (略)

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

(仲裁)

第三十六条

1・2 (略)

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

2. 電気事業法施行令 関係条文

(名簿の作成)

第九条 委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十六条第三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

3. 電気事業法施行規則 関係条文

(名簿の記載事項)

第四十七条の三 令第九条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日